

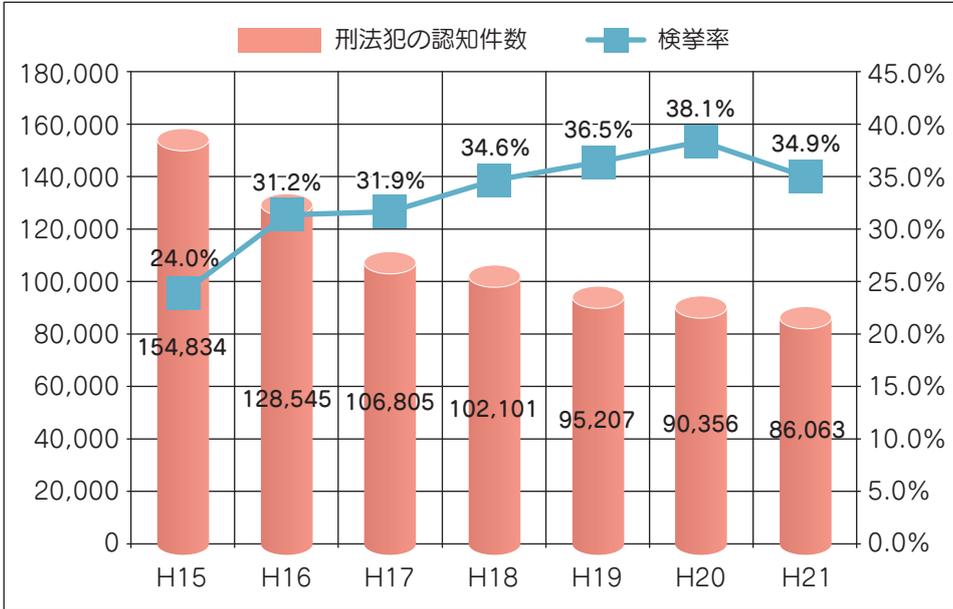


# 防犯ふくおか

発行編集

社団法人 **福岡県防犯協会連合会**  
 〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号  
 福岡県警察本部内  
 電話 092(633)3221  
 ホームページ <http://www.fukuboren.com/>  
 昭和32年8月5日 第3種郵便物認可  
 毎月1回1日発行 定価一部5円  
 印刷 白木メディア株式会社

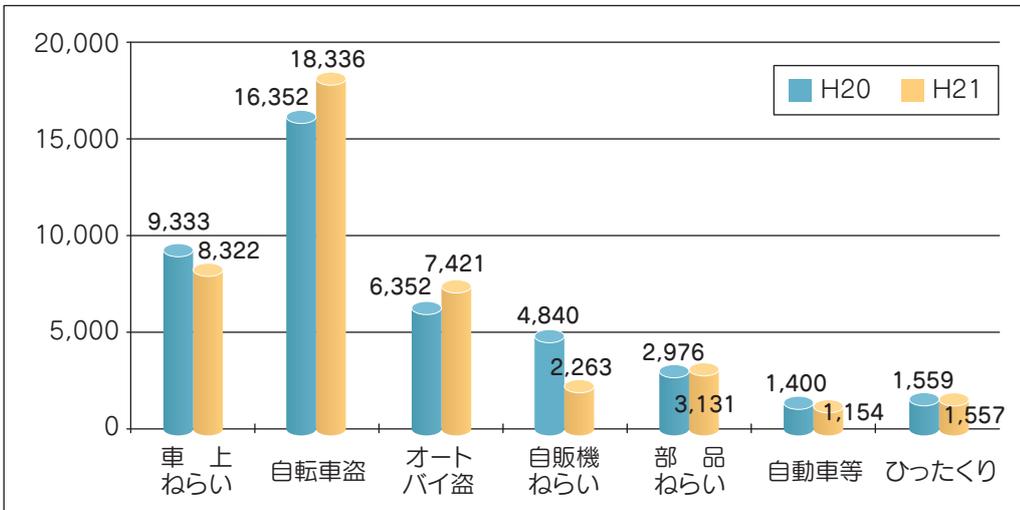
平成21年中 福岡県の犯罪情勢



昨年の刑法犯認知件数は、8万6,063件(前年比4.8%減)で7年連続減少しました。昭和63年以来、21年ぶりに8万台になりました。

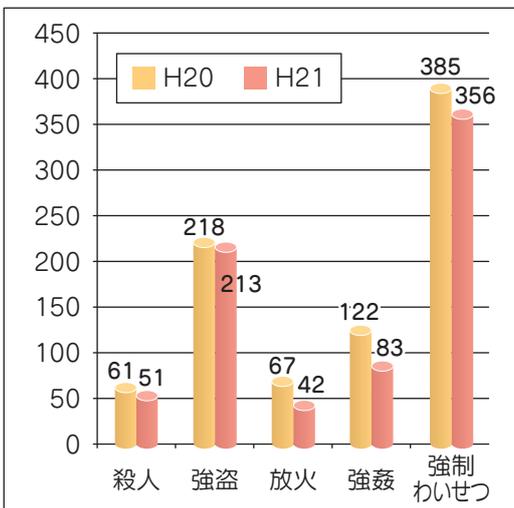
また、検挙率は、34.9%と前年をやや下回りましたが、6年連続で30%を維持し、平成15年と比較して、約11ポイント上回っています。

**犯罪の発生件数7年連続で減少!!**



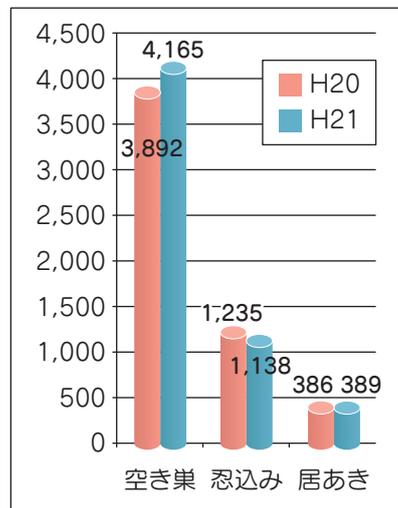
県民の身近で発生するひったくりや車上ねらい、自転車盗などの街頭犯罪の発生件数は、総数的には1.5%減少しましたが、自転車盗が12.1%、オートバイ盗が16.8%と大幅に増加しています。

**街頭犯罪の発生状況**



殺人、強盗、放火は、いずれも減少しました。性犯も減少していますが、このうち強制わいせつは、依然として高い水準を示しています。

**凶悪犯・性犯の発生状況**



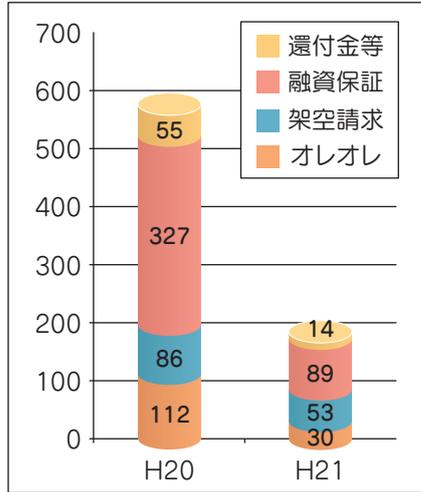
忍込みは、7.8%減少しましたが、空き巣ねらいは7.0%増加しました。

**侵入窃盗の発生件数**

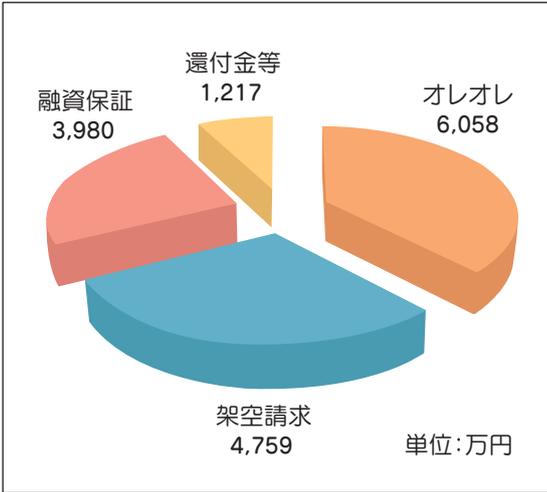


## 振り込め詐欺の発生件数等

昨年の振り込め詐欺の発生件数は、186件で、前年に比べ394件(約68%)減と大幅に減少しました。



※昨年発生の被害総額は、1億6,014万円になり、前年と比べて、約4億4千万円(約73%)減と減少しました。



## 福岡県迷惑行為防止条例の改正ポイント

### 改正 ③

#### 罰則の強化 (第11条、第12条)

禁止行為に対する罰則が強化

**違反すると** 50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料

痴漢行為、粗暴行為などについては厳罰化

**違反すると** 6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金

常習は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金



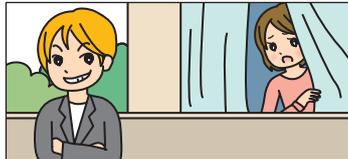
### 新設 ②

#### つきまとい、待ちぶせなどの嫌がらせ行為の禁止(第8条)

正当な理由がない、特定の者に対するつきまとい、無言電話などの嫌がらせ行為を繰り返して行うことが禁止されます。

**違反すると** 6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金

常習は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金



### 新設 ①

#### 暴力団の威力を示す行為等の禁止(第7条第2項)

現行条例で規制されている「いいがかりをつける」「すこむ」などの粗暴行為に加え暴力団員などが多数で練り歩き「暴力団の威力を示す行為」等が禁止されます。

**違反すると** 6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金

常習は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金



## 4月1日から施行 迷惑防止条例の一部改正

県民のみなさんが日々、迷惑と感じていることを規制することにより、みなさんの日常生活の平穏を確保するたに改正されました。

昨年12月号に掲載

## 私の提言

### 少年の健全育成を願って!! 明日へのあなたへ



飯塚少年サポートセンター  
少年補導職員  
大月 祥子

「あの...僕のことを覚えていますか?」休日、あるスーパーに立ち寄ったときのこと、突然、見覚えのある30歳ぐらいの店員に声をかけられました。「懐かしいですね!高校のとき、よくおばちゃんに補導されましたよね。まだ巡っているんですか?」彼は私が街頭補導中に会ったうちの一人で、怠学や喫煙をしている姿を見かけては指導し、登校させていました。偶然再会した彼も、今では家庭を持ち、一児の父親として頑張っていると聞き、私は自分の子どものごとくに嬉しく思いました。「おばちゃんも大変やろうけど頑張ってるさいね!」彼からの優しい言葉は、その姿に加え、一層の励みになりました。長年、この仕事に携わっていると、このような場面は少なくありません。関わった子どもたちが成人し、社会の一員として立派に活躍していたり、家庭を持ち、子育てに奮闘していたり、そのような姿を見聞きする度に、私たちの声かけは無駄ではなかった、彼(彼女)たちに届いていたのだ、と実感しています。しかし、昨今は子どもたちを取り巻く環境が大きく変化しています。情報の溢れるネット社会になったことから携帯電話やインターネットにはまり、街頭補導で子どもたちを見かけることが少なくなりました。更には、家庭力の低下から規範意識やコミュニケーション能力が欠如した子どもたちが増え、私たちの言葉や思いが伝わらないと実感することが多くなりました。

家庭は、子どもたちの心休まる居場所であって、振り向けばいつでも親が見守ってくれているのが本来の姿。しかし、現実には親子関係が希薄化し、厳しい生活環境の中で暮らしている子どもたちも少なくありません。

〜温かい家庭の中で、親に愛され、認められ、必要とされたい〜

子どもはみんなそう思っているのです。かつて仕事に悩んでいたときに、ある上司から「一人でも自分のことをわかってくれる人がいてくれたらそれでいいんだよ、自分に自信を持って仕事をしなさい。」と言われたことがあります。子どもたちも同じだと思います。一人でも信じて見守ってくれる大人がいれば、それが支えとなり、自分も人から信頼され、必要とされる人間なのだと思えていくのではないのでしょうか。たとえ、今気づかなくても、大人になる過程でいつかきっと私たちの言葉が励みになり、あるいはブレーキになってくれることがあると信じて、私たちは子どもたちに向き合っていきたいと思えます。



地域のか  
頑張っています

## 防犯ボランティア団体の紹介 (ペンリレー)



### ◎団体名

大莞校区子どもを守る会

### ◎活動地区

三潞郡大木町大莞校区内

### ◎活動内容等

私たちの団体は、次代を担う子どもたちを犯罪の被害から守るための見守り活動や地域コミュニティへの積極的な参加を目的として、平成19年1月に発足し、会員60名で活動しています。

朝夕の登下校時に交差点等に立ち、子どもの見守り活動を行っています。今では子どもたちから元気なあいさつをかけられて清々しい日々を送り、また、学校やPTAとの連帯感も生まれ、親睦が深まっています。

今後、「自らの地域は、自らの手で守る。」を合い言葉に、子どもたちを犯罪の被害から守るための活動等を継続し、地域一丸となって頑張っていこうと思いたいです。



### ◎団体名

原北校区防犯組合

### ◎活動地区

福岡市早良区原北校区内

### ◎活動内容等

私たちの団体は、校区内の防犯と子どもの下校時の見守りを目的に、平成18年から活動を行っています。

平均年齢68歳の隊員17名で、小学校のPTAや地域の皆さんと協力しながら、平日の登下校の時間帯(午前中2時間、午後4時間)に見守り活動やパトロールを行っています。

自前の青パトはありませんが、子どもの安全を願って効果的なパトロールを行うため、早良城南防犯協会の青パトを活用して、防犯広報をしながら、校区内を巡回するなど、工夫しながら活動を続けています。

隊員は、みんな気心知れた仲間であり、積極的に活動を行っています。



## 平成22年度 福岡県警察官募集案内

福岡県警察では、平成22年度に警察官約530人を2回に分けて募集します。それぞれの試験日程等は次のとおりです。



### 平成22年度採用試験日程

試験種類・区分	採用予定数	受付期間	第一次試験日
第1回試験	警察官A(男性)~大学卒業程度	220人	(1日目) 5月9日(日) (2日目) 5月下旬~
	警察官A(女性)~大学卒業程度	36人	5月下旬~
	警察官A(武道指導)~大学卒業程度	3人	6月上旬 ※武道指導は1日目のみ
第2回試験	警察官A(男性)~大学卒業程度	100人	(1日目) 9月19日(日) (2日目) 10月上旬~
	警察官A(武道指導)~大学卒業程度	2人	10月上旬~
	警察官B(男性)~高校卒業程度	140人	10月中旬 ※武道指導は1日目のみ
	警察官B(女性)~高校卒業程度	15人	10月中旬 ※武道指導は1日目のみ

#### 【福岡県警察官採用試験の特徴】

- ※第一次試験で教養試験等(1日目)と体力検査(2日目)を実施します。
- ※警察官A(武道指導)は、教養試験と体力検査等を1日で実施します。

警察官採用試験に関する問い合わせは、福岡県警察本部警務課採用センターまでお願いします。

なお、県警ホームページに受験資格等の詳細な募集案内を掲載しています。

#### 【問い合わせ先】

警務課採用センター TEL 092-622-0700(直通)  
県警ホームページ <http://www.police.pref.fukuoka.jp>

### 警察署の統合及び管轄区域の変更のお知らせ

「警察署の機能強化計画」(平成21年6月公表)に基づき、平成22年4月1日付けで次のとおり、警察署の管轄区域などが変更となり、警察署数は40警察署から34警察署になります。(前原警察署は、1月1日付けで糸島警察署に名称変更されています。)

変更される警察署	変更内容	変更後の警察署 (本庁舎となる警察署)	新しい管轄区域
直方警察署 宮若警察署	直方警察署と宮若警察署の管轄区域全域を統合	直方警察署	直方市 宮若市 鞍手郡
飯塚警察署 上嘉穂警察署	・旧稲築町(嘉麻市)を飯塚警察署から嘉麻警察署の管轄区域へ変更 ・上嘉穂警察署の名称を嘉麻警察署へ変更	飯塚警察署	飯塚市 嘉穂郡
		嘉麻警察署	嘉麻市
田川警察署 添田警察署	田川警察署と添田警察署の管轄区域全域を統合	田川警察署	田川市 田川郡
久留米警察署 城島警察署 小郡警察署	久留米警察署と城島警察署の管轄区域全域と小郡警察署の管轄区域の一部(旧北野町)を統合	久留米警察署	久留米市 (旧田主丸町を除く)
		小郡警察署	小郡市 三井郡
八女警察署 黒木警察署	八女警察署と黒木警察署の管轄区域全域を統合	八女警察署	八女市 八女郡
筑後警察署 大川警察署	筑後警察署と大川警察署の管轄区域全域を統合	筑後警察署	大川市 筑後市 三潞郡
柳川警察署 瀬高警察署 大牟田警察署	柳川警察署と瀬高警察署の管轄区域全域と大牟田警察署の管轄区域の一部(旧高田町)を統合	柳川警察署	柳川市 みやま市
		大牟田警察署	大牟田市